

鶴舞西町地区の基本方針

- 広告物の表示又はこれを掲出する物件設置に関する基本構想
 - ・ 良好な住環境を保全
 周辺の住宅環境にとけこみ違和感のないデザインとする。
 地区内の施設等に関する広告物の掲出に限り、自己外の広告物を設置しない。
 - ・ 良好な沿道景観にふさわしい広告景観づくり
 地域のシンボルロードとしての沿道景観にふさわしい調和のとれたデザインとする。
 地区計画で定める壁面後退ラインより突出して広告物を掲出しない。
 - ・ 周辺区域からの眺望景観への配慮
 周辺区域からの眺望を阻害しないよう屋上広告物は設置しない。
 敷地西側の緑地の景観を保全するため建物西面へは屋外広告物を設置しない。

[指定年月日]平成20年10月30日

● 広告物及びこれを掲出する物件の位置、形状、面積、色彩、意匠その他表示の方法に関する事項

地域及び場所		第一種中高層住居専用地域
種別		
全広告物	広告物の用途	1. 地区内の施設等に関する表示内容に限る。ただし、官公庁又は公共施設の案内のためのもの及び行政指導に基づくものを除く。 2. 自己外の広告物については設置しないこと。
	照明	1. 点滅しないものに限ること。 2. 動画等を表示するものは設置しないこと。 3. 回転しないものに限ること。ただし、車両出庫の警告用は除く。 4. イルミネーション、ネオンサインは設置しないこと。
	色彩	地色については、白、ベージュ、グレー、茶、紺、その他これに近い淡色とすること。
	位置	1. 地区計画で定める壁面後退ライン(3メートル、15メートル)より突出して掲出しないこと。 2. 建物の西側には掲出しないこと。
屋上広告物		設置しないこと。
軒下広告物	壁面広告物	1. 壁面に直接ペイントするものは設置しないこと。 2. 屋根、パラペット等には設置しないこと。 3. 3階以上に掲出するものについては、切り文字形式とすること。 4. 大きさ、設置高さは、建物と調和を図ること。
		1. 枠付き広告幕は、掲出しないこと。 2. 窓のガラス面へは掲出しないこと。但し、ガラスのデザインで表示するものやショーウインドウは除く。 設置個数は、複数テナントであっても1壁面最大3箇所までとすること。
	突出広告物	1. 誘導、案内サインに類するもので表示面積が1平方メートル以下のみ可。 2. 大きさ、設置高さは、建物と調和を図ること。
塀垣広告物		1. 切り文字形式のものに限ること。 2. 壁面に直接ペイントするものは設置しないこと。 3. 突出形状のものは掲出しないこと。
広告塔		1. できるだけ集合化しデザイン化を図ること。 2. 1敷地につき2基までとすること。 3. 高さは、8メートルまでとすること。 4. 1基あたりの総表示面積は20平方メートル以下であって、かつ、1面の最高の面積は10平方メートル以下とすること。
建植広告物(広告板)		1. できるだけ集合化しデザイン化を図ること。 2. 1敷地につき1基まで、かつ、10平方メートル以下とする。
アーチ広告物		設置しないこと。
気球広告物 広告幕		イベント時のみの掲出とし、イベント終了後は速やかに撤去すること。
電柱広告物 はり札 はり紙 立看板		設置しないこと。

- 景観保全型広告整備地区に指定する土地の区域

